

### ● 委託契約書に関する事項（処分）

委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ① 委託する特別管理産業廃棄物（以下「特管物」）の種類及び数量
- ② 再生又は処分の場所の所在地、その処分方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力（輸入廃棄物であるときはその旨を含む。）
- ③ 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、最終処分の場所の所在地、その最終処分方法及びその最終処分に係る施設の処理能力
- ④ 委託契約の有効期間
- ⑤ 受託者に支払う料金
- ⑥ 処理業者にあつては事業の範囲
- ⑦ 適正処理のために必要な情報（情報に変更があつた場合の情報の伝達方法を含む。）
- ⑧ 委託業務終了時の委託者への報告
- ⑨ 契約解除時における未処理廃棄物の取り扱い

委託契約書に添付すべき書面は、

- ① 特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ② 環境大臣の認定に係る認定証（再生利用、広域認定、無害化認定）
- ③ その他

※委託契約書は5年間保存すること。

※委託契約書は5年間保存すること。

※道のホームページで、委託契約書の参考様式を示している。

で検索。

※予め委託する特管物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること。

### ● 再委託に関する事項

再委託を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した特管物の処分を委託しようとする者が、他人の特管物の処分を業として行うことができる者であつて委託しようとする特管物の処分がその事業の範囲に含まれる者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- ② 再受託者に当該特管物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

### ● 処理業に係る届出等の義務

- ① 次の場合には、廃止又は変更等のあつた日から10日以内（法人であつて、登記事項証明書を添付すべき場合においては、30日以内）に届出を行うこと。
  - ・処理業の業務の全部又は一部を廃止したとき
  - ・処理業の業務を休止又は再開したとき
  - ・住所、氏名、役員、事務所等の所在地、主要な施設及び設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模等、法令で定める事項を変更したとき
- ② 欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出を行うこと。
- ③ 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における特管物の処理に関する事項を、施行細則別記第33号様式により報告すること。

● **帳簿記載等の義務**

帳簿を備え、特管物の種類ごとに、次の事項を記載すること。

- ① 処分にあつては、  
受入れ又は処分年月日、交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
- ② 処分の委託（再委託）にあつては、  
委託年月日、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、交付した管理票ごと（又は情報処理センターへの登録ごと）の交付年月日及び交付番号、交付又は回付された受け入れた特管物に係る管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、情報処理センターへの登録内容の通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号、受託者ごとの委託の内容及び委託量

● **変更許可申請**

事業の範囲の変更（取り扱う特管物の種類の変更、新たに積替えを行う場合等）をしようとするときには、事前に特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請を行うこと。

● **許可の更新**

許可の期限は、許可の日から5年間となっているので、引き続き処理業を行う場合は、あらかじめ知事認定講習を受講した上で、基本的に許可の期限の1ヶ月前までに、許可の更新の申請を行うこと。

● **罰則等**

不法投棄、無許可の事業範囲変更又は処分基準違反等、廃棄物処理法の規定に違反した場合は、所定の罰則が課せられるほか、処理業の取り消し等の処分が行われることがある。

● マニフェストに関する事項

産業廃棄物（特管物を含む。以下同じ。）の委託処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられており、交付又は送付されたマニフェストを5年間保存しなければならない。

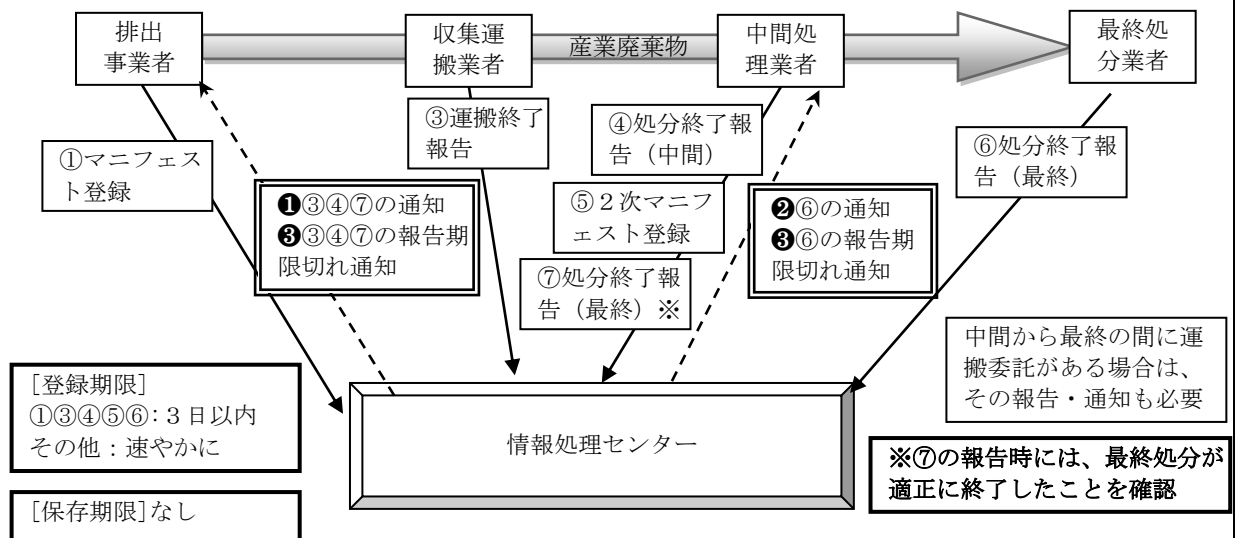
マニフェストの一般的な流れを示すと次のとおりとなる。

また、2020年4月から、多量排出事業者（前々年度に50トン以上の特管物を排出した事業者）は特管物の処理委託に当たって、電子マニフェストシステムを使用しなければならないこととなったため、当然、受託者である特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者も電子マニフェストを利用している必要がある。

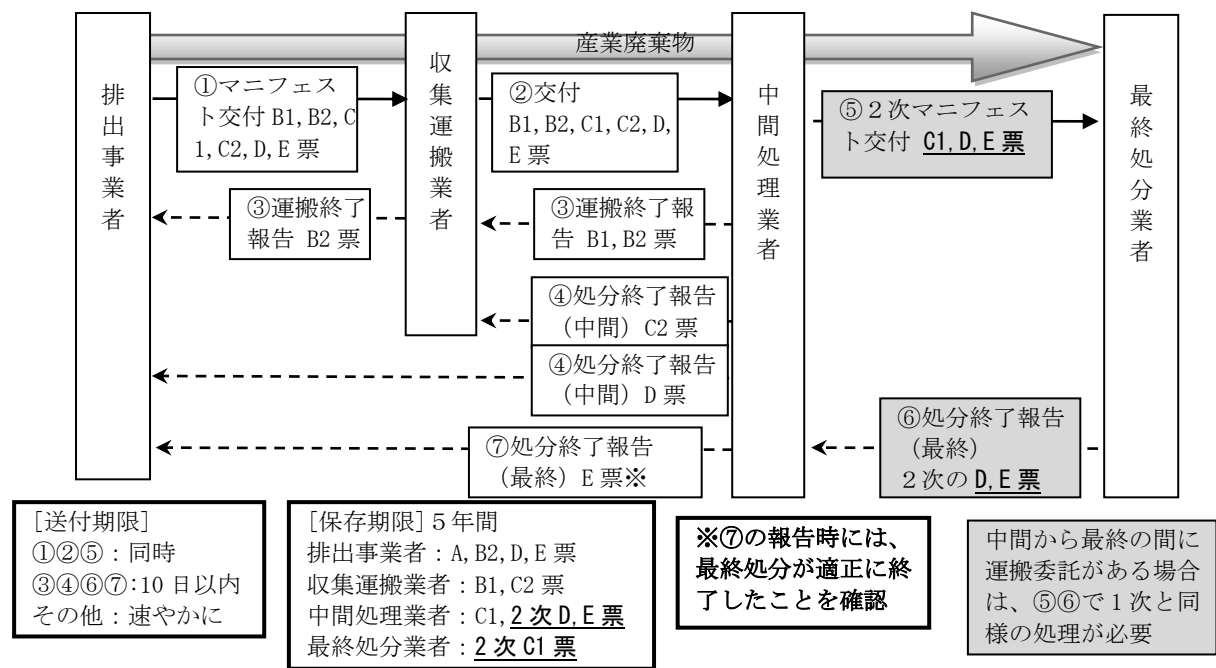
その他、特別管理産業廃棄物処分業者におけるマニフェスト使用の留意事項は以下の通り。

- ① マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡を受けてはならないこと。
- ② 受託した産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、処分終了の報告（下図では⑤）をしてはならないこと。
- ③ 受託した産業廃棄物の最終処分が終了していないにもかかわらず、処分終了の報告（下図では⑥⑦）をしてはならないこと。

【電子マニフェストの流れ】



【紙マニフェストの流れ】 (7枚もの場合)



■ 特別管理産業廃棄物処理業に関する事務の取扱い窓口は、次の各（総合）振興局保健環境部環境生活課となる。（ただし、政令市内での処理業に関するものを除く。）

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階	011-204-5823
後志総合振興局	〒044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9153
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	0153-23-6821

## 特別管理産業廃棄物の処分の基準の概要

特別管理産業廃棄物の処分の基準（法第 1 2 条の 2 ほか）及び法令に定められた特管物の処理基準を遵守し、適正に処分しなければなりません。

**● 特別管理産業廃棄物の保管基準**

- ① 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物（以下、「特管物」という。）の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること（特管物の保管に関し必要な事項を記載したもの）を表示した掲示板が設けられていること。
- ③ 保管の場所から特管物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散しないような措置を講ずること。
- ④ 特管物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ⑤ 特管物は、原則として屋内での保管又は屋根が設けられた保管場所での保管を要すること。  
なお、屋外において特管物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた特管物の高さが次に示す高さを超えないようにすること。  
○特管物が囲いに接しない場合…囲いの下端から勾配 50%以下  
○特管物が囲いに接する場合…囲いの内側 2 mまでは、囲い高さより 50 cm以下  
    囲いの内側 2 mからは、勾配 50%以下
- ⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 処理施設において、適正な処分または再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならないこと。
- ⑧ 通常保管する特管物の数量が、処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 14 を乗じて得られる数量を超えないようにすること（例外あり）。
- ⑨ 特管物にその他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物との混合には適用されない。）
- ⑩ 特管物である廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物又は廃水銀等は、容器に入れ密封するなど揮発を防止し高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ⑪ 特管物である廃酸、廃アルカリは、容器に入れ密封するなど腐食を防止する措置を講ずること。
- ⑫ PCB 汚染物又は PCB 処理物は、腐食防止のための措置を講ずること。
- ⑬ PCB 汚染物であって環境大臣の定めるものは人の健康または生活環境に係る被害が生じないよう形状を変更しないこと。
- ⑭ 特管物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止のための措置を講ずること。
- ⑮ 特管物である廃水銀等は、容器に入れ密封するなど、廃水銀等の飛散流出と揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置及び腐食を防止する措置を講ずること。
- ⑯ 腐敗するおそれのある特管物は、容器に入れ密封するなど腐敗防止のための措置を講ずること。

## ● 特別管理産業廃棄物の処分の基準（中間処理基準）

- ① 処分に伴って特管物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 処分のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 特管物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ⑤ 特管物を処分に当たって保管する場合は、特管物の保管基準の例によること。
- ⑥ 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）の再生又は処分を行う場合は、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑦ 特管物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること（野焼き禁止）。
- ⑧ 特管物の熱分解（燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑨ 水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じ、かつ、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ⑩ 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等などの処分又は再生は、当該特管物による人の健康又は生活環境に係る被害をなくする方法として、それぞれ環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑪ 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。
- ⑫ 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法としてそれぞれ環境大臣が定める方法により行うこと。

## ● 特別管理産業廃棄物の処分の基準（埋立処分基準）～水面埋立を除く。

### 1 共通基準

- ① 特管物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにすること。
- ④ 埋立地には、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫の発生がないようにすること。
- ⑤ 周囲に囲いが設けられ、かつ、特管物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ⑥ 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置がとられていること（管理型最終処分場）。
- ⑦ 公共の水域及び地下水と遮断された場所で行うこと（遮断型最終処分場）。
- ⑧ 腐敗物を含む有機性汚泥、動植物性残さなどを埋め立てする場合は、一層の厚さを3m以下（概ね40%以上が腐敗物の場合は50cm以下）とし、その表面を概ね50cmの土砂で覆うこと。
- ⑨ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類などの有害物質を含む特管物を埋め立てする場合は、焼却等を行い判定基準に適合させること。
- ⑩ 水銀、カドミウムなどの判定基準に適合しない有害な重金属等を含む特管物を埋め立てする場合は、遮断型最終処分場で行うこと。
- ⑪ その他、最終処分場に係る最終処分基準省令、維持管理基準等により、埋立処分に係る基準が定められているので、参照のこと。

### 2 個別基準

- ① 汚泥は、あらかじめ焼却・熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。
- ② 廃石綿等
  - ・ 固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること。
  - ・ 安定型最終処分場以外の最終処分場の一定の場所で、埋め立てし、表面を土砂で覆うなどすること。
- ③ 廃水銀等は、あらかじめ硫化・固形化すること。
- ④ 廃水銀処理物は、埋立判定基準に適合する場合、追加的措置を講じた管理型最終処分場に埋め立てすること。
- ⑤ 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等、感染性産業廃棄物は、埋立禁止であること。